

令和2年度 事業報告書



西多摩地域広域行政圏協議会

青梅市・福生市・羽村市・あきる野市
瑞穂町・日の出町・檜原村・奥多摩町

目 次

1	会 議 等	
(1)	会議等開催状況	1
(2)	会議等内容	2
2	部会および分科会等の活動	5
3	要望行動	
(1)	青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望	6
(2)	「GoToトラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されることに伴う西多摩地域への支援についての要望	24
(3)	後期高齢者医療制度の住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正についての要望	26
4	共同事業等	
(1)	西多摩地域広域行政圏体育大会	28
(2)	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	30
(3)	西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業	34
(4)	西多摩地域における移住・定住促進事業	36
(5)	西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業	36
(6)	西多摩地域魅力発信PR事業	37
(7)	多摩の子・多摩子ども詩集作成事業	37
5	西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用	38
6	後援名義の使用承認	39
7	西多摩地域広域行政圏計画の策定（令和3～7年度）	41
8	令和2年度歳入歳出決算	
(1)	総括表	42
(2)	令和2年度歳入歳出決算事項別明細書	
	一般会計	43
	西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計	45
	西多摩地域魅力発信PR事業特別会計	46
	西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計	47
	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計	48
	西多摩地域広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計	49
9	実施計画事業に対する財源確保状況	
	東京都市町村総合交付金（圏域分）充当事業	50
付 属 資 料		51

- 協議会規約 ○ 副市町村長会規程 ○ 教育長会規程 ○ 審議会規程 ○ 幹事会規程
- 分野別検討部会規程 ○ 「開発部会」設置要領 ○ 「生活部会」設置要領
- 「産業部会」設置要領 ○ 「教育文化部会」設置要領 ○ 「環境部会」設置要領
- 協議会委員名簿 ○ 副市町村長会委員名簿 ○ 教育長会委員名簿 ○ 審議会委員名簿

1 会議等

(1) 会議開催状況

	会 議 名 等	回 数
1	西多摩地域広域行政圏協議会	2
2	西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会	2
3	西多摩地域広域行政圏協議会教育長会	2
4	西多摩地域広域行政圏協議会審議会	2
5	西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（注）	4
6	西多摩地域広域行政圏協議会事務局会議（注）	4
7	西多摩地域広域行政圏協議会開発部会（部会・分科会）	1
8	西多摩地域広域行政圏協議会生活部会（部会・分科会）	2
9	西多摩地域広域行政圏協議会産業部会（部会・分科会）（注）	2
10	西多摩地域広域行政圏協議会教育文化部会（部会・分科会）（注）	5
11	西多摩地域広域行政圏協議会体育大会委員会等	2
12	西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議（検討会議・事務作業部会） （注）	7

注 一部資料送付による会議開催

(2) 会議等内容

年月日	会議名等	会議等の内容
2. 4. 20	教育文化部会 第1回 多摩子ども詩集分科会 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催	(議題) 多摩の子・多摩子ども詩集発行等業務委託契約書について
4. 27	第1回 幹事会 第1回 事務局会議 西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催	(議題) 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程(案)について (報告事項) 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業について
6. 23	開発部会 第1回 公共交通問題分科会	(議題) 令和2年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について (報告事項) 今後の日程について
6. 24	教育文化部会 第1回 図書館分科会	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用における未所蔵資料のリクエストの取り扱いについて 2 「多摩子ども詩集」図書館展示について (報告事項) 令和2年度西多摩広域行政圏協議会共同事業および令和元年度の広域利用実績について(報告)
6. 25	第2回 幹事会 第2回 事務局会議 西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議	(議題) 1 令和元年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 令和2年度青梅線、五日市線および八高線にかかる改善要望について 3 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)たたき台について 4 西多摩8市町村における米国ホストタウンの登録申請について
6. 29	第1回 教育長会	(議題) 1 令和元年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 2 図書館の広域利用における未所蔵資料リクエストの取扱いについて 3 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)の概要
7. 1	第1回 副市町村長会	(議題) 1 職務代理の選任について 2 令和元年度西多摩地域広域行政圏協議会決算(案)について 3 令和2年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について 4 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)の概要について (報告事項) 1 図書館の広域利用における未所蔵資料リクエストの取り扱いについて 2 西多摩8市町村における米国ホストタウンの登録申請について 3 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について
7. 14	第1回 協議会	(議題) 1 職務代理の選任について 2 令和元年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および決算(案)について 3 令和2年度青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書(案)について 4 図書館広域利用における未所蔵資料リクエストの取扱い(案)について 5 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)概要(案)について (報告事項) 1 西多摩8市町村における米国ホストタウンの登録申請について 2 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について

年月日	会議名等	会議等の内容
7.15	体育大会 第1回 大会委員会	(協議事項) 1 令和2年度西多摩地域広域行政圏体育大会およびスポーツフェスタの開催について 2 その他
7.28	第1回 計画改訂事務作業部会	西多摩地域広域行政圏計画について
7.30	審議会	(報告事項) 1 令和元年度西多摩地域広域行政圏協議会主要活動の状況および歳入歳出決算について 2 令和2年度西多摩地域広域行政圏協議会事務日程について 3 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)の概要について
8.7	生活部会 第1回 介護保険分科会	(議題) 1 令和2年度医療介護関係者研修について (介護事業所向け新型コロナウイルス感染症対策研修の実施) 2 令和2年度介護保険分科会共同事業スケジュールについて 3 令和3年度地域包括ケアシステム連携事業について (報告事項) 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)たたき台について
8.17	GoToトラベル事業にかかる経済再生担当大臣への要望	「GoToトラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されることに伴う西多摩地域への支援についての要望書の提出
8.27	教育文化部会 第2回 図書館分科会	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用における未所蔵資料のリクエストの取り扱い内容の変更について 2 令和3年度図書館広域利用事業における周知事業について 3 「多摩の子・多摩子ども詩集」の図書館展示について (報告事項) 新型コロナウイルス感染症に対する広域的な対応について
9.11	第2回 計画改訂事務作業部会	西多摩地域広域行政圏計画について
10.6	教育文化部会 第2回 多摩子ども詩集分科会	(議題) 1 令和2年度多摩の子・多摩子ども詩集作成事業の進捗状況について 2 令和3年度多摩の子・多摩子ども詩集事業計画(案)について 3 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について
10.7	JR三線改善要望	青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出
10.8	産業部会 第1回 観光振興分科会	(議題) 1 令和2年度西多摩地域魅力発信PR事業(事務日程)について 2 令和3年度西多摩地域魅力発信PR事業(案)について 3 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について
10.12	生活部会 第2回 介護保険分科会	(議題) 1 令和2年度地域包括ケアシステム連携事業について 2 令和3年度地域包括ケアシステム連携事業(案)について 3 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について
10.13	教育文化部会 美術担当課長会議	(議題) 令和3年度西多摩行政圏共同事業の実施について
10.15	教育文化部会 第3回 図書館分科会	(議題) 1 令和3年度図書館広域利用事業における周知事業(案)について 2 新型コロナウイルス感染症等に対する情報共有方法について 3 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について

年月日	会議名等	会議等の内容
10.19	第3回 計画改訂事務作業部会	西多摩地域広域行政圏計画について
10.19	体育大会 第2回 大会委員会	(議題) 第30回西多摩地域広域行政圏体育大会について
10.26	第3回 幹事会 第3回 事務局会議 西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議	(議題) 1 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について 2 令和2年度共同事業の実施状況について 3 西多摩地域広域行政圏計画(素案)について (報告事項) 令和2年度青梅線、五日市線および八高線に係る要望結果について
3.1.8	産業部会 第2回 観光振興分科会 ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催	(議題) 1 令和2年度西多摩地域魅力発信PR事業について 2 令和3年度西多摩地域魅力発信PR事業について 3 西多摩地域広域行政圏計画(案)について
1.12	第4回 幹事会 第4回 事務局会議 西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)(案)について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について (その他) 1 後期高齢者医療制度(住所地特例)に関する状況について 2 今後の日程について
1.18	第2回 教育長会	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)(案)について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について
1.25	第2回 副市町村長会	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)(案)について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について
2.4	第2回 協議会	(議題) 1 西多摩地域広域行政圏計画(令和3～7年度)(案)について 2 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会共同事業(案)および予算(案)について
2.22	審議会	(諮問事項) 西多摩地域広域行政圏計画(原案)について (審議事項) 令和3年度西多摩地域広域行政圏協議会予算について (報告事項) 令和2年度共同事業の実施状況について
3.29	後期高齢者医療制度にかかる東京都知事への要望	後期高齢者医療制度の住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正についての要望書の提出

2 部会および分科会等の活動

(1) 部会および分科会等

ア 開発部会

公共交通問題分科会、都市整備分科会

イ 生活部会

福祉分科会、保健医療分科会、介護保険分科会

ウ 産業部会

観光振興分科会

エ 教育文化部会

芸術文化鑑賞事業分科会、西多摩美術展分科会、社会教育分科会

体育大会分科会、図書館分科会、美術担当課長会議

多摩の子・多摩子ども詩集分科会

オ 環境部会

ごみ分科会、環境分科会、防災分科会

(2) 活動等

ア 西多摩地域広域行政圏計画改訂検討会議・事務作業部会

令和3年度から令和7年度までの広域行政圏計画策定に向け、計画の内容についての検討を行った。

イ 開発部会（分科会）

公共交通問題分科会では、西多摩地域の基幹公共交通であるJR三線の改善策について、引き続き要望の検討を行った。

ウ 生活部会（分科会）

介護保険分科会では、西多摩地域における地域包括ケアシステム構築実現のため、多職種研修会やテーマ別勉強会をコロナ禍において実現するため検討を行った。

エ 産業部会（分科会）

観光振興分科会を開催し、コロナ禍における西多摩地域魅力発信PR事業の内容を検討した。

オ 教育文化部会（分科会）

図書館分科会では、広域利用促進に向けてトートバッグの作製および広域利用事業の課題について検討を行った。また、多摩の子・多摩子ども詩集分科会では、詩集を発行するため検討を行った。

3 要望行動

(1) 青梅線、五日市線および八高線の改善についての要望

青梅線、五日市線および八高線の改善について、令和2年10月7日に要望活動を行った。なお、当日は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、例年協議会会長から東日本旅客鉄道株式会社八王子支社長に対して要望活動する方法から、行政圏事務局長から同社企画部長へ要望書を提出する方法へと変更した。

[要望書]

西 広 協 第 2 2 号
令 和 2 年 1 0 月 7 日

東日本旅客鉄道株式会社
八王子支社長 下 村 直 樹 殿

西多摩地域広域行政圏協議会
会 長 浜 中 啓 一

青梅線、五日市線および八高線にかかる要望書の提出について
清秋の候、貴社におかれましては、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
青梅線、五日市線および八高線の改善につきましては、平素より格別の御高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本協議会は、標記三線の改善および輸送力増強が、当圏域の発展にとって必要不可欠であるとの認識に立ち、種々改善をお願いしてきたところであります。

つきましては、本年度も別紙のとおり要望いたしますので、よろしく願い申し上げます。

以 上

青梅線、五日市線及び八高線にかかる要望事項

I 重点要望事項

1 総括

(1) 平成27年3月のダイヤ改正において、青梅線と五日市線では直通列車は増便された一方、青梅線では朝夕を中心に、五日市線ではデータイムを中心に運行本数が大幅に削減されました。

また、平成28年のダイヤ改正では、青梅線は混雑緩和のため、一部の列車について、運行区間の延長や編成車両の変更などが図られる一方、輸送体系の見直しにより、青梅駅以西については、平日の日中帯の青梅駅から奥多摩駅間の運行本数が、現行の12往復から8往復に大幅に削減され、平成30年3月のダイヤ改正ではさらに平日、土休日ともに1往復削減されました。特に、以前より夜間21時以降の青梅、奥多摩間については、1時間に1本の運行のため青梅線を帰宅に利用する方々にとって大変不便な状況になっております。

一方、八高線においては、朝夕のラッシュ時におけるホーム上及び電車内の混雑率が高く、時間帯によっては乗り継ぎに30分以上の時間を要するなど、増便を望む声が多く住民から寄せられています。

青梅線、五日市線及び八高線は、住民の生活や地域の経済活動等に必要不可欠な基幹公共交通機関であり、加えて登山やハイキングなどのレジャー、観光に訪れる方々にとっても欠かすことのできない重要な公共交通機関です。

人口減少が進む西多摩地域において、少子化対策や定住促進、地域資源を生かした観光振興は、まちづくりの重要課題であり、この課題解決を図る上でも公共交通の確保や充実は、その根幹となるもので、運行本数の削減は今後、まちづくりを推進する上でも大きなマイナス要因となってしまえばかりか、今後の住民生活をはじめ、事業者の経済活動、観光振興、さらには、まちづくりの施策展開等にも多大な影響が懸念されます。

交通事業者として、利用状況に応じた運行を行っていることは理解していますが、西多摩地域において、青梅線、五日市線及び八高線は、公共交通機関として極めて重要な役割を担っており、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活と事業者の経済活動等に大きく影響することから、青梅線、五日市線についてダイヤ改正前の運行本数の維持・確保、さらには夜間の奥多摩行き電車の増発を、また、八高線についてラッシュアワーの電車増発を図っていただきますよう、強く要望いたします。(継続)

(2) 中央線三鷹・立川間立体化複々線事業及び青梅線立川・西立川間三線高架化事業の促進については、中央線はもとより青梅線、五日市線及び八高線の輸送力増強の抜本的な改善のため、貴社、国、東京都に対して要望してきました。その結果、三鷹・立川間連続立体交差事業は、平成22年11月に高架化が完了したところです。

そこで、連続立体交差事業に引き続き青梅線、五日市線及び八高線の輸送力改善の要となる中央線複々線化（地下線化）事業及び複々線化を踏まえた青梅線の立川・西立川間三線高架化事業の促進を切に要望いたします。

中央線複々線化については、貴社も参加された三鷹・立川間複々線化専門委員会において事業効果の高い事業であることを確認しています。また、平成28年4月の交通政策審議会の答申にも意義あるものと位置付けられています。

今後は、この調査結果をもとに複々線化の早期着手に向けた具体的なスケジュールや手法の検討、体制の整備等を要望いたします。 (継続)

(3) 平成26年2月の記録的な降雪による積雪や倒木等により、青梅線は長期間の運休となり住民生活及び事業者の経済活動に多大な影響を与えました。平成26年11月に雪害に対して新たな対策を策定していただきましたが、今後も引き続き、降雪・除雪にかかる人員体制や除雪設備、沿線環境などの整備を進め、運休等の防止に努めるとともに、運休した際の帰宅困難者対策を講じられるよう要望いたします。

また、令和元年9月の台風15号、10月の19号など、今後も甚大な被害を及ぼす台風の発生も予想されることから、沿線沿いで倒木などが予想される立木の伐採については、引き続き災害を未然に防ぐ計画的な伐採をお願いするとともに、伐採が必要と思われる枯損木についても情報提供等を行いますので、緊急的な伐採も行っていただくよう要望いたします。また、JR敷地内においては、伐採を行ったままではなく、青梅線のイメージアップにつながるよう植栽を行い車窓景観の向上に努められるよう要望いたします。 (継続)

(4) 運行情報や駅に関する情報などがわかる「JR東日本アプリ」、在来線及び新幹線の運行情報に特化した「列車運行情報プッシュ通知アプリ」、運行障害等が発生した時に随時メールでお知らせする「メール通知サービス」を実施していただいておりますが、アプリが利用できない方のためにも、「メール通知サービス」の価格設定の見直しを要望いたします。また、運休や間

引き運転が実施される場合には、沿線の自治体に対し正確迅速な情報提供を要望いたします。

なお、大雪等の災害時等、やむを得ず運休する場合は、時間、期間及び区間を極力短縮させたいえ、代替バス等の移動手段を提供されるよう要望いたします。
(継続)

- (5) JRが実施されるダイヤ改正や駅員の削減及び券売機の撤去等、通勤・通学をはじめとする住民の日常生活や事業者の経済活動等に大きな影響を与えることについては、住民生活等に密接に連携していることから、早期にプレス発表を行っていただき、さらに、関係自治体には積極的に事前の情報提供を行うよう要望いたします。また、軽微な事業等についてはプレス発表もないことから、同様に関係自治体には事前の情報提供を行っていただくようお願いいたします。
(継続)

2 青梅線の改善について

項 目	内 容
<p>(1) 輸送力増強</p>	<p>青梅線を利用する通勤・通学者等の利便性向上と地域活性化促進のためには、輸送力の増強とともに、運転間隔の均一化による待ち時間の短縮が望まれます。 ついては、次の改善に積極的な対応を要望いたします。</p> <p>① 青梅線と中央線の直通電車の増発 更なる輸送力の向上のため、直通電車・特別快速・通勤特別快速の増発、特別快速運転時間の拡大をお願いいたします。 (継続)</p> <p>② 青梅駅以西の充実 運行本数の増加、特に朝夕の通勤・通学時間帯の増加をお願いいたします。 (継続)</p> <p>③ 青梅駅による乗り換え時間の短縮 青梅駅での分離運転による乗り換え時間の更なる短縮や、駅構内でのホームや改札における乗り継ぎ時刻の表示等その周知徹底をお願いいたします。また、系統分離を解消し乗り換えの少ない直通電車の確保についてもお願いいたします。 (継続)</p> <p>④ 特急「おうめ」の改善 特急「おうめ」について、2020年3月のダイヤ改正で夕方の帰宅時間帯に1便増発されました。朝の通勤・通学時間帯についても、利用しやすいよう運行時刻の改善や増発（新宿駅に7時50分頃、8時20分頃、8時50分頃に到着する便）をお願いいたします。 また、福生駅、羽村駅、小作駅、東青梅駅の停車についてもお願いいたします。 (継続)</p> <p>⑤ 始発時間、終電時間の改善 東京駅発新幹線の始発に間に合うよう、青梅駅発の始発時間を早めることを要望いたします。 また、青梅線沿線には都心への通勤者等が多いことなどを考慮して、中央線下り終電車に合わせた青梅線終電車の運転をお願いいたします。 (継続)</p> <p>⑥ 御嶽行き電車を奥多摩行きに変更実施 長年要望しています22時39分青梅駅発の御嶽行き電車については、川井以西の住民の利便向上のため、奥多摩行きへの変更を要望いたします。 特に御嶽駅から、バスやタクシーの利用などできない状況になっているため、川井駅以西の乗客は青梅駅発22時12分奥多摩行きに乗車できない場合は、23時12分発奥多摩行まで帰宅する手段がなく、1時間も待つようになるため、是非奥多摩行きに変更をお願いいたします。 (継続)</p>

<p>(2) 鳩ノ巣駅の改善</p>	<p>青梅線では駅舎の改築やホーム設備あるいは、踏切の改修等が実施され利用客の利便性等が高まり感謝しております。</p> <p>しかし、鳩ノ巣駅は、ホームが上下線で分かれていながら、上りホームの改札が未整備のため、上下線連絡跨線橋での往来となり、利用者は階段での昇降に大変不便な状況です。</p> <p>これまでも上りホームに近接するJR用地を活用して改札口の整備をお願いしてきましたが、改札口の整備だけでなくホームの改善を含め、鳩ノ巣駅全体の改修の実現を要望いたします。</p> <p>また、駅員が不在の中、ゴミ、空き缶等の放置やホーム内への蔓や雑草の繁茂など駅構内の美化が損なわれている状況にあり、住民並びに議会からも度々苦情・質問が寄せられています。日常の清掃・美化につきましても更なる取り組みの強化をお願いいたします。(継続)</p>
<p>(3) 踏切内通路の安全確保</p>	<p>長岡街道踏切は優先順位等の検討を進めていただき、早期に改善をお願いします。その他、学校通踏切など、踏切内の通路にひび割れなどが発生し、舗装が悪化している箇所が複数見受けられます。歩行者等の安全面を考慮し、順次再舗装等の対応をしていただくことを要望いたします。(継続)</p>
<p>(4) 12両化工事協議の早期実施について</p>	<p>2023年度末にサービス開始予定のグリーン車導入に伴う駅ホームの拡張をはじめとした線路、信号機等多岐にわたる工事を円滑に行うためにも、各自治体との協議について、早期に実施いただくよう要望いたします。(継続)</p>
<p>(5) 御嶽駅の駅員配置について</p>	<p>御嶽駅は平成28年4月から基本的に無人化されました。利用者の利便性の向上や安全確保の観点から、早期の駅員の配置を、また、駅員が配置されるまでの間は、児童の安全確保のため、交通指導員(学童擁護補助員)の配置を要望いたします。(継続)</p>

3 五日市線の改善について

項 目	内 容
<p>(1) 複線化の早期実現</p>	<p>秋川流域（あきる野市、日の出町、檜原村）は、豊かな自然環境や数多くの伝統文化に恵まれ、それを支える地域の絆や温かな人情など日本の原風景を感じさせる地域として、癒しを求める人々が増えている中、魅力的で発展の可能性を秘めています。秋川流域3市町村では、この豊かな自然環境や歴史文化など、多様な資源と地域力を生かした観光まちづくりに取り組むことで、誘客と地域の活性化に努めています。</p> <p>このように地域の魅力を発信する取組の促進や、地域住民からの非常に強い要望である通勤・通学者等の利便性の向上には、五日市線の輸送力の増強が必要であり、人口減少社会にあって、地域の魅力を高め、定住促進につなげる重要な役割を果たすものであります。</p> <p>つきましては、以上の状況をご理解いただき、複線化の早期実現及び次の事項を要望いたします。</p> <p>① 東秋留駅の改善</p> <p>東秋留駅は、島式ホーム1面で、駅舎及びホームへのアクセスが駅に隣接する踏切を通行する形態で危険です。</p> <p>また、下り線ホームには危険性の周知はされているものの電車とのすき間が大きな箇所があります。鉄道利用者については、遮断棒が下りている状況でも無理やり横断する実情が見受けられます。このようなことから、駅利用者の安全確保のため、踏切を含めた駅施設の改善計画を早期に検討いただくようお願いいたします。</p> <p>また、電車通過の待ち時間を縮減するためのダイヤ改正についても検討していただくようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">（継続）</p>

② 武蔵引田駅の整備

武蔵引田駅周辺には、大型事業所の立地が決定したほか、大型商業施設も営業し、この大型商業施設の周辺には、戸建て住宅や集合住宅も建設が進み人的流動を喚起する都市機能が整いつつあります。

あきる野市においても、駅周辺の土地区画整理事業が始まり、道路や住宅地、商業地などの整備を進めております。現在の居住人口は約200人ですが、今後、区画整理地内の計画人口が約1,000人となることや、新たな企業の進出もあることから、駅利用者の増加も見込まれます。つきましては、以上の状況をご理解いただき、行き違い施設（上下線ホーム）の新設や駅舎整備をお願いいたします。（継続）

③ 五日市線の施設整備

五日市線の複線化を早期に実現するための段階的な整備として、複線化に至るまでの間、現在の単線の中で、各駅の持つ特性を考慮した上で、ホーム全域を覆う屋根の設置及び車両交換施設等の整備をお願いいたします。

特に、秋川駅では、通勤・通学時に混雑が激しく改札を出るまでかなりの時間を要するので、ホーム屋根の設置とともに改札口の増設等による混雑の緩和をお願いいたします。

また、駅舎と通路が一体となった橋上駅については、今後、施設の老朽化が進む中で安全を確保することが一層重要となります。つきましては、鉄道施設や鉄道施設につながる通路等の維持補修、改善では、JRと自治体間で連携を密にした円滑な協議をされるようお願いいたします。（継続）

(2)

利用者の利便性向上

① 電車の増発と直通運転

五日市線は、平成27年3月のダイヤ改正により、ダイヤタイムを中心に運転本数が大幅に削減され、沿線住民の日常生活に影響を及ぼしています。日中の本数が1時間に3本から2本への減便となり、上り線では、平日の午前10時から午後5時までの立川直通がないこと、午後7時以降の立川直通が少ないこと、下り線では、休日夕方の時間帯の本数が少ないこと、平日の午前10時以降の立川からの五日市線乗り入れ電車が少ないこと、また、ダイヤ改正による減便の影響により、立川方面からの青梅線が2～3本に対し、五日市線が1本のペースであるため、特に日中の乗り継ぎに最大30分かかることから不便を感じている利用者が多くいます。鉄道の利便性低下は、沿線住民の市外転出を招き、鉄道利用に係る需要の減少を引き起こすおそれがあることから、サービス水準の改善に向けて以下の事項を要望いたします。

五日市線利用者の利便性向上のため、平日と休日ともに日中の増便をお願いいたします。上り線では、午前10時以降の立川直通の増便をお願いいたします。下り線では、休日の午後5・午後6時台の増便をお願いいたします。また、東京駅から五日市線に乗り入れる直通の電車について、土日を含めて更なる増便をお願いいたします。

さらに、始発時間を早めるとともに、終電の時間を遅くすることにより、利用者の利便性向上をお願いいたします。
(継続)

② 拝島駅での乗り継ぎ時間の確保

五日市線の上り電車が拝島駅に到着した際、青梅線や八高線との乗り継ぎ時間が確保されていない時間帯があります。特に、青梅特快との円滑な乗り継ぎができないことについては、五日市線を利用する地域住民から、秋川流域の各自治体に多数改善要望が寄せられています。また、青梅線及び八高線からの五日市線への乗り換え、特に、立川方面からの下り電車が拝島駅に到着した後の五日市線への乗り継ぎについても、移動に必要な時間が確保されていない時間帯が見受けられます。高齢者や子ども連れの利用者については、乗り継ぎに一定の時間を要することなども踏まえ、拝島駅での乗り継ぎ時間の確実な確保をお願いいたします。
(継続)

③ 武蔵五日市駅利用者の利便性の向上

武蔵五日市駅については、平成29年9月末に「みどりの窓口」が営業終了となったことにより、指定券等が購入できなくなっております。貴社においては、インターネットで特急券等の予約ができるサービス「えきねっと」を提供しておりますが、機械に不慣れな高齢の方等からは、利便性の低下を指摘する声もいただいております。

つきましては、「みどりの窓口」の機能を補完する指定席券売機等を武蔵五日市駅に設置していただき、地域利用者の利便性の確保を図られるよう要望いたします。

(継続)

4 八高線の改善について

項 目	内 容
<p>(1) J R 車両基地整備 及び八高線複線化 (増発) の早期実 現</p>	<p>瑞穂町では、平成 27 年 12 月に策定した第 4 次長期総合計画後期基本計画において公共交通整備として、箱根ヶ崎駅西土地地区画整理事業にあわせ、J R 車両基地整備及び八高線複線化を促進することとしています。また、東京都が駅東口の整備を実施するなど、新駅舎となった J R 箱根ヶ崎駅を核としたまちづくりを、都と一体となって計画的に進めており、箱根ヶ崎駅利用者も平成 30 年度には 1 日平均約 5,000 人に迫り、年々増加傾向にあります。</p> <p>多摩都市モノレールについても、東京都が令和 2 年度予算に 1 億円を計上し、現況調査及び基本設計等に着手するなど事業化に向けた動きが活発化しています。</p> <p>また、物流分野では圏央道と共に軌道輸送機関である八高線の存在は、東京都・埼玉県・神奈川県（首都圏）を結ぶ路線として、益々重要となります。</p> <p>循環型社会づくりを展開する上で、自動車交通が年々増加する多摩地域にあって、クリーンな鉄道網充実に対する期待は大きくなっています。</p> <p>東京駅発箱根ヶ崎行直通電車が運行される等、利用者の利便性が向上していますが、更なる八高線の機能強化について次の事項を要望いたします。</p> <p>① J R 車両基地整備計画の着工 「町の顔」として駅空間整備を目標とする瑞穂町の根幹的プロジェクトと連携されていることから、車両基地整備について早期に凍結解除され具体的計画に着手するようお願いいたします。(継続)</p> <p>② 八高線増便と複線化促進 八高線は、八王子駅・拝島駅・箱根ヶ崎駅・東飯能駅を利用する通勤・通学者が多いが、運行本数が少ないことから利用者が集中し、朝夕のラッシュ時においてホーム上及び電車内の混雑率は依然として高くなっています。また乗降に長時間を要することとなり、利用者の不満ばかりでなく、転落等危険な状況にもなりかねません。</p> <p>平成 30 年度、町民に対して実施した公共交通に関する意向調査においても公共交通としての「八高線増便」を望む声は多く、増便を強く要望いたします。</p> <p>また、複線化に向けた用地取得を促進し、東京直通電車の増発を含め、複線化の早期実現による総合輸送力の強化をお願いいたします。(継続)</p>

	<p>③ 八高線新駅設置</p> <p>箱根ヶ崎駅・金子駅間（４．８ｋｍ）、東福生駅・箱根ヶ崎駅間（３．０ｋｍ）に新駅の設置を要望いたします。東京都が策定した「２０２０年の東京」計画では、圏央道沿線を高度基盤技術集積ゾーンと位置付け企業集積を創出するとしており、青梅インターチェンジに近いＪＲ八高線の箱根ヶ崎駅・金子駅間の新駅については、集積企業に携わる人々の直近駅として重要なものとなります。箱根ヶ崎駅・金子駅間に位置する栗原地区は区画整理事業による市街地開発を準備しており、その進捗に合わせた設置を要望いたします。（継続）</p>
--	---

5 三線共通の改善について

項 目	内 容
<p>(1) 駅施設のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化の推進</p>	<p>公共輸送における最重要事項として、安全・安心な輸送力が求められており、駅施設は一層のユニバーサルデザイン化が求められております。</p> <p>バリアフリー化（車椅子対応エレベーター、スロープ、点状ブロック、多機能トイレの設置、ホームと電車昇降口床面との水平化など）を推進し、交通弱者や高齢者、観光客などにも配慮した、全ての人にやさしい駅としての施設改善を早期に進めるよう要望いたします。</p> <p>なお、駅舎の建て替えや、塗装の塗り替え等の際には、色彩等について周囲の景観に配慮をお願いいたします。（継続）</p>
<p>(2) 障害者及び交通弱者への合理的配慮について</p>	<p>平成２８年４月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、民間事業者においては、障害者への合理的配慮について、努力義務とされていますが、可能な限り推進に努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>事前に支援申込みが必要なことに対する認識不足から、車椅子利用者などの交通弱者が、無人駅や駅職員がいない時間帯に駅を利用する際、乗降等の支援が受けられない場合があります。事前の申込み者への支援などを確実に実施いただくよう要望いたします。また、同申込みの連絡先をより広く周知するなど、交通弱者対策の推進をお願いいたします。（継続）</p>

II その他の要望事項

1 青梅線の改善について

(1) 特色ある電車の運行

① 臨時列車の運行

かつて運行されていた展望型列車「四季彩号」や、8月に臨時運行されている「お座敷みたけ清流号」は観光客の来訪に大きく寄与しております。

引き続きこのように特色ある臨時列車を運行していただくとともに、さらに多くの観光客が利用できるよう運行路線の追加や増便等により年間を通して運行いただき、臨時列車のPR等にも取り組んでいただくよう、強く要望いたします。

延期されたオリンピック・パラリンピックに向け、外国人旅行者や観光客の誘致を図るためにも、東京アドベンチャーラインとして相応しい特色ある列車が運行できるように強く要望します。 (継続)

② 休日のホリデー快速「おくたま号」の停車

羽村駅周辺には、動物公園、羽村取水堰及び玉川上水等観光の名所があり、市外からも多くの方が訪れています。休日には都心方面から訪れる人にアクセスしやすいようにホリデー快速が運行され、このホリデー快速は、新宿駅始発で都内の観光客には大変便利に利用されています。

平成17年度より「はむら花と水のまつり」開催期間中の土、日曜日(6日間)について、通常は羽村駅に停車しない「ホリデー快速おくたま号」が上下線とも3本ずつ停車しており、羽村駅で乗降する観光客も増加しています。

しかし、運行本数が3本と少なく、また、早朝に限られていることから、さらに利用者を増加させるために本数の増加をお願いいたします。

(継続)

③ 「鎌倉あじさい号」の停車

「鎌倉あじさい号」は、青梅駅・鎌倉駅間を結ぶ増発列車として平成24年6月から運行していますが、その停車駅にあたっては、羽村駅とともに小作駅についてもお願いいたします。 (継続)

(2) 踏切安全装置の改良

特に鳴動装置について、踏切に近い住民への騒音対策の面から可能な限りの改良を要望いたします。(継続)

(3) 古里駅の通路改修について

古里駅の階段部分をスロープ状に改め、利用者の多寡に関係なく高齢者・障害者に優しい駅になるようお願いいたします。(継続)

(4) 青梅線鉄道敷境界の安全対策

青梅線の鉄道敷境界において、民有地内の塀等で軌道敷内への進入を抑止している箇所がありますが、安全確保のため、軌道敷内に適切な進入防護柵(フェンス)の設置をお願いいたします。また、青梅線鉄道敷境界における公共事業や個人住宅の建替え等が生じた場合は、速やかに進入防護柵の設置ができるよう、対応をお願いいたします。(継続)

(5) 待合室の整備

青梅駅以西の駅には、待合室がほとんど整備されていないため、特に降雨、降雪、強風時などに利用者が電車を待つのが大変です。

利用者の快適性、利便性向上のため、待合室の整備をお願いいたします。(継続)

(6) 駅業務簡易委託作業について

日向和田駅及び二俣尾駅では、平成28年3月をもってこの委託が終了されたことから、事故発生時の安全対策や駅構内の美化等について、駅利用者への影響が危惧されます。

また、古里駅及び鳩ノ巣駅については、平成15年度から乗車券などの発売体制の変更に伴い駅業務簡易委託作業を奥多摩町シルバー人材センターが受託しておりました。このことにより、様々な業務はもちろんのこと、児童・生徒や地域の方の見守りや観光客の対応など多岐にわたり活躍をされておりました。また、平成27年度からは、奥多摩町管内の中学校2校が閉校となり、新たに奥多摩中学校としてスタートしたことにより、古里地区管内の生徒は、電車通学となりました。

このような中、平成28年3月末で駅業務簡易委託作業がなくなったことは、児童・生徒の安全対策や地域住民のサービスの低下、駅構内の美化についても影響が出始めています。さらに、平成29年1月には、川井駅、古里

駅、鳩ノ巣駅、白丸駅の4駅において券売機を撤去し、乗車駅証明書発行機の設置が行われました。このため、4駅では切符の購入及びICカードへのチャージができなくなったことのほか、乗車駅証明書の利用についても地域住民のみならず、観光での利用者においても影響が出ております。

また、延期された東京オリンピックを迎えるにあたり、外国人を中心とした観光客等の乗降客数の増加が見込まれる中、今後、駅員などがいない事は、東京アドベンチャーラインを標榜する中でマイナス要因になると考えます。

以上のことから、駅利用者への安全性や利便性の向上のため、早急に駅業務簡易委託作業を復活していただきますようお願いいたします。（継続）

2 五日市線の改善について

(1) 熊川駅のバリアフリー化

熊川駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。（継続）

(2) 乗り継ぎ案内等が記載された時刻表の設置

アプリ等が利用できない方でも、五日市線の利便性向上のための課題である乗り継ぎがスムーズに行えるように、各駅に青梅線や八高線などとの乗り継ぎ案内等が記載された時刻表の設置などをお願いいたします。（継続）

(3) 待合室及び駅構内へのトイレの整備

五日市線には、待合室がほとんど整備されておらず、特に降雨、降雪、強風時などに利用者が電車を待つのが大変です。また、武蔵五日市駅を除き駅構内にトイレが整備されていないため、利用者の快適性、利便性向上のため、快適な待合室及び駅構内へのトイレの整備をお願いいたします。尚、駅構内へのトイレ整備の際は、秋川駅など観光客も多く利用することから、洋式トイレを設置するようお願いいたします。（継続）

3 八高線の改善について

(1) 八高線新駅の開設

拝島駅と東福生駅との間は、2.9kmあるが、沿線には都営住宅、市営住宅等の集合住宅が建設され、また、一般の住宅も密集しており、新駅利用の潜在的需要が見込まれます。複線化に伴う用地買収の際に新駅開設を含めた計画をお願いいたします。（継続）

(2) ラッシュアワーの電車増発等

夕方から夜にかけて、帰宅する瑞穂町民が多く利用する拝島駅発の下り電車の増発等ラッシュアワーを中心に電車の増発を要望いたします。拝島駅における青梅線下り電車から八高線下り電車への乗り継ぎ時間が、最大で午後4時台に最大で38分間を要していたものが、37分間へ短縮されましたが、依然として乗り継ぎに30分以上の時間を要しています。拝島駅での朝の東京行直通電車への乗り継ぎを含めた、更なる乗り継ぎ時間の短縮等、接続の改善を求めます。(継続)

(3) 東福生駅のバリアフリー化

東福生駅についてはエレベーター・エスカレーターが未設置の状況であり、高齢者や障害者等が利用する際には支障を来している状況であるため、バリアフリー化をお願いいたします。(継続)

(4) 五丁橋交差点西の八高線高架(鍋ヶ谷ガード)の改良

五丁橋交差点西の八高線高架(鍋ヶ谷ガード)は、高さ2.4mであり、現在は救急車等の緊急車両が通過できません。また、橋台が道幅6mの市道上にあり、道幅が3.6mとなっており、両方向通行が不可能となっているため、緊急車両の通行が可能となるよう、嵩上げするとともに、橋台の移設により、道幅を6m確保できるよう、改良を要望いたします。(継続)

(5) 福生第一中学校東の八高線教会踏切の改良

福生第一中学校東の八高線教会踏切は、踏切の幅が2.8mしかなく、緊急車両の通行に支障があり、近隣住民は火災や救急などの対応に不安を抱えております。緊急車両の通行のため、踏切の幅を拝島側に1m拡幅していただくよう要望いたします。(継続)

(6) 東福生駅南側・北側の八高線踏切の歩道拡幅

東福生駅南側の八高線福生第二踏切及び同駅北側の八高線福生第三踏切は、産業道路から国道16号に抜ける道路で交通量も多く、大型車両の通行が多いが、踏切の前後にある歩道が踏切内で無くなるため、歩行者の交通安全上、支障があります。

東福生駅南の八高線福生第二踏切は踏切道改良促進法に基づく「改良を実施すべき踏切道」に指定されたので、歩道設置のための拡幅事業への協力を要望いたします。

また、八高線福生第三踏切については、歩行者の安全確保に必要となる歩道設置のため、踏切幅の拡幅を要望いたします。（継続）

4 三線共通の改善について

(1) 駅員の配置

利用者の安全確保及び利便性の向上のため、無人駅への駅員の配置を要望いたします。特に、児童の通学時間には駅員をホームに配置するなどして安全向上に努めていただくようお願いいたします。

また、平成31年4月から八高線箱根ヶ崎駅においては、事務室等の営業時間が短縮され、駅が無人となる時間帯が生じることとなりました。駅が無人となる時間帯が生じることがないように駅員の配置をあわせて要望いたします。（継続）

(2) ホームの安全対策

電車とホームとの段差解消、ホームの直線化、ホームドア・可動式ホーム柵の整備等により、線路上への転落防止を図るよう要望いたします。また、転落者があつた場合に備え、列車非常停止警報装置や転落検知マットの設置などを進めるようお願いいたします。（継続）

(3) 安全・安心のための対策について

三線各駅には、安全・安心のため監視・防犯カメラが設置されていることと思われませんが、平成30年度に、三線内の駅ホームにおいて不審者による児童への卑猥な声かけが行われ、その後、当該児童が一時不登校になる事案が発生しました。

このような事案の抑止力として、監視・防犯カメラは大きな効力となりますので、更に増設いただき児童・生徒はもちろんのこと、全ての方が安心・安全に利用できるよう要望いたします。（継続）

(4) 駅舎、駅ホーム屋根の整備

青梅線、五日市線、八高線の各駅ホームの屋根はほとんどが一部にしか設置されていないため、降雨、降雪時には特に危険な状況であります。三線各駅に順次設置を推進し、利用者の利便性向上をお願いいたします。（継続）

(5) トイレの快適性向上

西多摩地区では、通勤、通学者はもちろんのこと観光客にも多く利用されているため、トイレの快適性を向上するよう引き続き施設の整備、改善等を要望いたします。(継続)

(6) J R利用者の自転車等駐車場対策

駅周辺の自転車等駐車場利用者は、電車利用の乗降客が多いことから、各自治体と協議し、積極的な自転車等駐車場の整備をお願いいたします。(継続)

(7) J R敷地内の定期的な雑草及びポイ捨てゴミ等の除去

J R敷地内の雑草等が隣接道路や踏切の通行部分までせり出して生い茂り、道幅が狭くなると同時に、視界も悪くなるため、歩行者や車両等の通行の妨げとなる等、危険な状態となっています。特に歩行者などに治安面でも不安を与える状況となっています。また、J R敷地内の排水路(開渠)にも土砂の堆積などにより、草木が生い茂り、初夏から早秋にかけて苦情も寄せられています。

さらに、J R敷地内のポイ捨てゴミについても美観を損ねるとの苦情が寄せられています。そのため、定期的な点検管理を行い、雑草の除去又は雑草抑制シート(一部施工済み)の設置及び清掃をお願いいたします。あわせて、ゴミについても随時回収し環境整備をお願いいたします。(継続)

(8) A E Dの設置について

J R東日本では、利用者が安心して駅を利用することができるよう、在来線で利用者の多い駅などにA E Dを設置することとされています。これを受け八王子支社では独自の基準として、無人駅以外の駅を対象に設置を進めており、西多摩地域は設置済みの状況となっています。

しかし、駅の公共性を考えると安心して利用できることが重要であり、地域住民に限らず観光客等も多く利用していることから、この基準に関わらず無人駅を含む全ての駅にA E Dの設置を進めていただき、乗降客の安全確保をお願いいたします。また、事務室に設置されている場合であっても、事務室の営業時間の短縮に伴い、A E Dを利用できない時間帯が生じています。より迅速に利用できるよう事務室内ではなくコンコースなどに設置をお願いいたします。(継続)

(9) 観光客の集客、地域名産品等の販売協力について

J R 主催イベントについて、各自治体の公共施設へのポスター掲出や公式キャラクターの出演等により協力しているところですが、観光客の増加を図るため、例年開催いただいているスタンプラリーのように、西多摩地域において、駅からハイキングなど J R 主催イベントの充実や地域と連携した行事の拡充と継続を要望いたします。

また、駅でのポスター掲示など自治体主催のイベント周知にも協力をお願いいたします。

青梅線及び五日市線については、「東京アドベンチャーライン」「青梅線・五日市線の旅」といったキャンペーン展開を通じた沿線各地のイベントへの誘客に加え、平成 28 年 4 月から 6 月にかけて八高線エリアへの誘客に向けた宣伝展開を行っていただいたところです。新型コロナウイルス感染症の影響を見定めながら、引き続きキャンペーン展開を行っていただくとともに、各駅において観光客への P R (パンフレット・ポスターの設置等)を行っていただきますようお願いいたします。

あわせて、駅売店や駅構内自動販売機等において、その地域の特色ある品物や自治体の P R 品を販売していただき、地域活性化や P R にご協力をお願いいたします。

(継続)

(2) 「G o T o トラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されることに伴う西多摩地域への支援についての要望

政府の観光支援事業「G o T o トラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されることに伴い、西多摩の観光業・飲食業などの事業者に対する支援を求めるため、経済再生担当大臣に対し要望を行った。

[要望書]

「G o T o トラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されることに伴う西多摩地域への支援について（要望）

経済再生担当大臣

西村 康稔 殿

令和 2 年 8 月 1 7 日

西多摩地域広域行政圏協議会

会長 青 梅 市 長 浜中 啓一

福 生 市 長 加藤 育男

羽 村 市 長 並木 心

あきる野市長 村木 英幸

瑞 穂 町 長 杉浦 裕之

日 の 出 町 長 橋本 聖二

檜 原 村 長 坂本 義次

奥 多 摩 町 長 師岡 伸公

「G o T o トラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されること
に伴う西多摩地域への支援について

西多摩地域は山梨県、埼玉県、神奈川県に隣接し、その面積の約8割を森林が占め、多摩川や秋川、平井川などの清流、美しい溪谷や山並み、奥多摩湖など、豊かな自然に恵まれることから、年間を通じて自然観光を目的とする多くの観光客が来訪します。

また、圏域西部は「秩父多摩甲斐国立公園」に指定されており、国を挙げて観光立国に向けた様々な施策に取り組まれる中、西多摩地域においても、観光関連団体や地元の企業・団体、自治体が連携して、観光振興や地域振興に取り組んでいるところです。

今般の、新型コロナウイルス感染症に伴う、国内旅行の需要喚起策「G o T o トラベル事業」では、東京都の発着が補助対象から外される、との発表がありました。

前述のとおり、西多摩地域には美しい溪谷や山並みなどの豊かな自然を求め、自然観光を目的とする多くの来訪者があることから、「G o T o トラベル事業」による経済効果を大きく期待しておりました。しかしながら、同事業から東京都が除外されたことにより、西多摩地域の宿泊施設ではキャンセル等が相次ぎ、本格的なアウトドアシーズンを前に、観光業や飲食業への影響は計り知れず、多大なる損害を被るとともに、困窮が深まることを大変危惧しております。

これら、西多摩の事情をお汲み取りいただき、政府の観光支援事業「G o T o トラベル事業」において、東京都の発着が補助対象から除外されることに伴い、西多摩の観光業・飲食業などの事業者に対し、特段の御支援等を賜りますよう、お願いいたします。



(3) 後期高齢者医療制度の住所地特例に係る市区町村間の財政負担不均衡の是正についての要望

後期高齢者医療制度について、国民健康保険制度や介護保険制度と同様に自治体間の住所異動に住所地特例を適用する法令改正を都として国へ働きかけを求める要望を行った。

[要望書]

後期高齢者医療制度の住所地特例に係る市区町村間の
財政負担不均衡の是正について（要望）

東京都知事 小池 百合子 殿

令和3年3月29日

西多摩地域広域行政圏協議会

会長 青 梅 市 長 浜 中 啓 一

福 生 市 長 加 藤 育 男

羽 村 市 長 並 木 心

あ き る 野 市 長 村 木 英 幸

瑞 穂 町 長 杉 浦 裕 之

日の出町長職務代理者 日の出町副町長 木 崎 孝 二

檜 原 村 長 坂 本 義 次

奥 多 摩 町 長 師 岡 伸 公

後期高齢者医療制度の住所地特例に係る市区町村間の 財政負担不均衡の是正について

平素より、西多摩8市町村に係る後期高齢者医療制度の運営に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度においては、広域連合をまたいで住所を変更した被保険者は、前住所地の広域連合における被保険者とする「住所地特例」が設けられておりますが、同じ広域連合の区域内で住所を変更した場合には、この特例が適用されず、介護老人福祉施設が偏在する都内においては、施設が多く所在する一部自治体の財政負担が長年の課題となっておりました。

今般、東京都後期高齢者医療広域連合では、施設偏在による財政負担の緩和を図るため、広域連合内での住所地特例に係る自治体間の財政調整について、国の「保険者インセンティブ交付金」を財源とする補助金制度を創設しました。

これにより、超過負担は一定程度改善されることとなりますが、都広域連合独自の補助制度であり、財政負担の不均衡が完全に解消されるものではなく、施設偏在による超過負担の財源は本来、国が法令改正によって対応すべきものであると考えます。

西多摩地域は介護老人福祉施設が多く所在することから、他の自治体から西多摩地域の施設への転入者数は転出者数を上回る「転入超過」の状況が続いており、療養給付費負担金が西多摩市町村の財政を圧迫しております。

これら西多摩の事情をお汲み取りいただき、後期高齢者医療制度の円滑、かつ安定的な運営を図るべく、後期高齢者医療制度においても、国民健康保険制度や介護保険制度と同様、自治体間の住所異動に住所地特例を適用する法令改正について、都として国へ働きかけてくださいますようお願いいたします。

4 共同事業等

(1) 西多摩地域広域行政圏体育大会

平成3年度から、西多摩地域住民にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流・親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的として体育大会を実施している。平成25年度からは、これまでの競技大会に加えて、ニュースポーツ、障害者スポーツの情報発信および体験の場としてのスポーツフェスタを併せて実施している。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、体育大会とスポーツフェスタを令和3年度へ延期した。

ア 競技大会

(ア) 内 容 バレーボール、テニス、ソフトボール、陸上競技（ロードレース）等14種目の競技を実施

(イ) 開 催 日 令和2年11月15日（日）（令和3年度へ延期）

(ウ) 会 場 あきる野市、檜原村を中心とした体育施設

イ スポーツフェスタ

(ア) 内 容 キンボール、ドッジビー、ラインナップ、ボッチャ、スポーツ吹矢、スポーツ輪投げおよびペタンクの情報発信ならびに体験の場

(イ) 開 催 日 令和2年11月14日（土）（令和3年度へ延期）

[西多摩地域広域行政圏体育大会開催要項]

1 総 則

西多摩地域広域行政圏体育大会（以下「大会」という。）を開催するために、この要項を定める。

2 目 的

この大会は、広く西多摩地域住民の間にスポーツ・レクリエーションを普及し、地域の活性化と住民の交流、親睦を図るとともに、誰もがいつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しめる環境の基盤整備及び推進の主体となる人材育成を図ることを目的とする。

3 回 数

この大会は、平成3年度に第1回を開催し、これより起算して回数を順次つける。

4 主 催

この大会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）と西多摩地域体育協会連絡協議会の共催で行い、大会会長は、協議会会長をもってあてる。

5 経 費

この大会の経費は、協議会が負担する。

6 開催の方法

(1) この大会は、毎年度開催する。

(2) この大会は、次のブロックで順次開催する。

第1ブロック 青梅市、奥多摩町

第2ブロック あきる野市、檜原村

第3ブロック 福生市、日の出町

第4ブロック 羽村市、瑞穂町

(3) この大会の本部は、協議会事務局に置く。

(4) この大会の運営は、西多摩地域の各体育協会（以下「各体育協会」という。）並びに協議会を構成する各市町村の担当部署が主管する。

(5) この大会の規模、開催日及び参加人員等の基準は、実施要項で定める。

7 西多摩地域広域行政圏体育大会委員会

(1) この大会の運営について重要な事項を定めるため、西多摩地域広域行政圏体育大会委員会（以下「大会委員会」という。）を置く。

(2) 大会委員会は、各体育協会会長、各市町村体育担当課長及び協議会事務局職員をもって構成する。

(3) 大会委員会は、次の事項を決定する。

ア 実施要項

イ その他重要事項

8 その他

この要項で定めるもののほか、必要事項は別に定める。

(2) 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業

平成14年10月から開始した図書館広域利用事業を更に推進するため、図書館広域利用周知用トートバッグを作製しPRを図った。

併せて広域利用実施細目の一部改定を行った。

ア 周知用トートバッグ

(ア) 作成部数 1,350枚

(イ) 配布先 西多摩地域内市町村立図書館

(周知用トートバッグ)



イ 事業実績

(ア) 広域利用登録者累計数(2年度末) 46,256人

(イ) 令和2年度広域利用登録者数 863人

内訳 一般 743人、児童 120人

(ウ) 令和2年度広域登録利用登録者の利用者数及び貸出数

市町村名 (図書館)	利用者数 (人)	貸出数(冊・件)				
		一般書	児童書	雑誌	視聴覚資料等	合計
青梅市	13,939	22,120	13,195	2,671	8,655	46,641
福生市	17,787	43,904	20,160	4,344	4,644	73,052
羽村市	10,171	20,077	4,012	3,011	3,085	30,185
あきる野市	15,322	31,714	13,996	4,429	2,457	52,596
瑞穂町	1,641	2,386	2,421	240	344	5,391
日の出町	631	1,362	97	104	0	1,563
檜原村	3	12	5	0	0	17
奥多摩町	443	879	382	99	0	1,360
合計	59,937	122,454	54,268	14,898	19,185	210,805

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する基本合意書]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、基本合意書を締結する。

実施時期、実施方法等詳細については、基本合意書に基づき、協議会を構成する関係市町村の教育委員会で協定を締結することとする。

この基本合意締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 4 月 1 日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の教育委員会は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市町村立図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図るため、市町村立図書館を広域に利用できることとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本 8 通を作成し、関係市町村教育委員会がそれぞれ各 1 通を保有する。

平成 14 年 8 月 1 日

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱]

（目的）

第 1 条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）の住民の交流と生涯学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、関係市町村区域内にあるすべての市町村立図書館（以下「図書館」という。）の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

(広域利用の実施)

第2条 前条の目的を達成するため、図書館において、当該住民と同様の利用を関係市町村の住民に広域的に実施（以下「広域利用」という。）する。

(図書館の範囲)

第3条 広域利用を実施する図書館は、関係市町村の図書館とする。

(利用者の範囲)

第4条 広域利用の利用者の範囲は、関係市町村に居住する者とする。

(条例・規則等の遵守)

第5条 この要綱に基づき、関係市町村の住民が自己の居住している市町村以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市町村の条例・規則等の定めに従わなければならない。

(資料の返却)

第6条 図書館から資料を借り受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 利用者の個人情報の取扱いについては、利用した図書館の属する関係市町村の個人情報保護条例によるものとする。

(連絡会議)

第8条 この事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ西多摩図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第9条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市町村の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第10条 この要綱に定めるもののほか、広域利用の実施に必要な細目は、関係市町村の図書館長が協議し定める。

附則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

[西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施細目]

第1 趣旨

この細目は、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用実施要綱第10条の規程に基づき、広域行政圏内の図書館が関係市町村の住民に対し均一的なサービスを行うため、広域利用の実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 登録方法

利用者の登録については、関係市町村に居住する者であることを確認する。この場合において、確認は当該市町村の各図書館で行っている方法によるものとする。

第3 貸出資料の範囲

貸出資料の範囲は、制限しないものとする。ただし、事業の実施に当たっては資料の貸出利用状況等を勘案し、各図書館の貸出方法によるものとする。

第4 リクエスト・サービス

資料のリクエストは、受け付ける。ただし、リクエスト処理については、当該市町村の図書館の選書、リクエスト運営基準等により判断する。

なお、当該市町村の図書館における未所蔵の資料にかかるリクエストについては、当該市町村に居住もしくは在勤、在学する利用者のみ受け付けるものとする。

第5 督促業務

延滞資料の督促は、貸出した図書館が行う。ただし、当該延滞資料が長期間にわたり返却されない場合又は利用者の転居等特別な事情が生じた場合には、当該利用者の居住する市町村の図書館は、督促業務が円滑に行われるよう積極的に協力する。なお、当該利用者のプライバシーについて充分配慮するものとする。

第6 利用統計等

広域利用によるサービスの向上発展を期するため、関係市町村の図書館は、利用統計、利用方法等の情報交換を行う。

附則

この細目は、平成14年10月1日から施行する。

附則

この細目は、令和3年1月4日から施行する。

(3) 西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携事業

平成18年8月1日に締結した西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱を定め、平成18年10月1日から消費生活相談広域連携事業を実施している。

令和2年度市町村別消費生活相談件数

(単位:件)

受付市町村 項目	青梅市	福生市	羽村市	あきる野市	瑞穂町	日の出町	檜原村	奥多摩町	総合計
電話相談	48 (45)	6 (1)	6 (12)	9 (2)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	71 (63)
来庁相談	2 (8)	0 (0)	2 (1)	0 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (12)
合計	50 (53)	6 (1)	8 (13)	9 (5)	2 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	75 (75)

注：() 内は前年度

事業経費 0 円

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携に関する協定]

西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町（以下「関係市町村」という。）は、協議会の目的に沿った広域的な見地に立って、関係市町村住民の消費生活の安定と向上を図るため、関係市町村住民の消費生活相談について、相互に連携協力して対応することとし、別紙要綱を定め協定する。

この協定締結の証として正本8通を作成し、関係市町村はそれぞれ各1通を保有する。

平成18年8月1日

[西多摩地域広域行政圏消費生活相談広域連携実施要綱]

(目的)

第1条 この要綱は、西多摩地域広域行政圏消費生活広域連携に関する協定に基づき、西多摩地域広域行政圏協議会を構成する青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村及び奥多摩町(以下「関係市町村」という。)が消費生活相談業務の相互の連携協力に関する事項を定め、関係業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(広域連携事務)

第2条 前条の目的を達成するため関係市町村は、次の事務を行うものとする。

- 一 消費生活相談窓口を設置している関係市町村は、関係市町村住民の消費生活相談に応じるものとする。
- 二 前号の消費生活相談の内容は、消費者と事業者との間に生じた苦情の処理に係わる斡旋を除く助言・情報提供とする。

(関係市町村の取り組み)

第3条 関係市町村は、第1条の目的を達成するため次の取り組みに努めることとする。

- 一 消費生活相談に係る体制を整備すること。
- 二 消費者被害の未然防止のため、消費生活に係る教育・広報の機会・手段を充実すること。
- 三 消費者被害の未然防止のため、関係市町村は庁内関連組織が連携する体制を確立すること。

(連絡会議)

第4条 この事業の円滑な運営を図るため、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議を設置するものとする。

- 2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市町村の消費生活相談担当課長が協議して別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、消費生活相談の実施に係る必要な事項は、西多摩地域広域行政圏消費生活相談連絡会議が定める。

(要綱の改廃)

第6条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、協議会において協議し決定するものとする。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(4) 西多摩地域における移住・定住促進事業

各市町村において人口減少等が大きな課題となっており、西多摩地域への移住・定住を促進する目的から、NPO法人ふるさと回帰支援センター他が主催する「ふるさと回帰フェア」に、平成29年度から西多摩地域広域行政圏協議会として出展している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により出展を見合わせた。

(5) 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業

西多摩地域の各市町村が地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）の構築を実現できるよう、共同で医療・介護連携に関する事業を実施した。

ア テーマ別勉強会

(ア) 開催日 令和2年12月24日（木）

(イ) 会場 西多摩医師会館2階からリモート配信

(ウ) 対象 西多摩8市町村介護保険施設（介護老人保健施設、介護老人福祉施設および介護医療院等の施設従事者等）

(エ) 講師 東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

土井 慎一 氏

あきる野市健康福祉部高齢者支援課介護保険係長

水葉 雄紀 氏

(オ) テーマ

第1部：新型コロナウイルス感染症発生時における職員の派遣に関する協定について

第2部：介護施設等における新型コロナウイルス感染症発生時の事業所間相互応援体制整備

(カ) 参加者数 63名

イ 医療・介護関係者の研修

(ア) 開催日 令和3年1月28日（木）

(イ) 会場 西多摩医師会館2階からリモート配信

(ウ) 対象 西多摩8市町村介護保険施設（介護老人保健施設、介護老人福祉施設および介護医療院等の施設従事者等）

(エ) 講師 介護老人保健施設菜の花 事務長 夏海 啓 氏

(オ) テーマ 新型コロナウイルス感染症等の災害に対応した介護事業所におけるBCPの作成について

(カ) 参加者数 42名



ウ 在宅医療・介護ガイドブックの更新

在宅医療・介護ガイドブックについて、記載内容および掲載施設に関する情報を、令和3年1月1日時点で更新し、各市町村へ共有し、ホームページ等へ情報の更新を行った。

(6) 西多摩地域魅力発信PR事業

ア 東京多摩観光フェアへの出展

都心部での西多摩地域PRを行うため、JA東京アグリパークにおいて、パンフレットの設置、特産品等の販売を行った。

(ア) 日 時 令和2年10月20日(火)から10月24日(土) (5日間)

(イ) 会 場 JA東京アグリパーク (渋谷区代々木2-10-12)

イ 東京観光情報センター多摩における西多摩PR事業

西多摩の魅力を一体的に発信するため、「西多摩の秋を楽しもう!!」と題し、エキュート立川3階の東京観光情報センター多摩において、パンフレットの設置・配布を行った。

(ア) 実施期間 令和2年11月 (1か月間)

(イ) 会 場 東京観光情報センター多摩
(エキュート立川3階)



(7) 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業

西多摩8市町村公立小学校児童の優れた詩文を収集、編纂し、詩文集を発行および頒布することで児童の知性や情緒、表現力を育み、併せて保護者や地域児童の理解に寄与することを目的として、多摩の子・多摩子ども詩集を作成した。

ア 発行回数：年1回 (令和3年3月発行)

イ 発行部数：2, 534部

ウ 配布先

- (1) 西多摩8市町村の小学校全学級
- (2) 西多摩8市町村教育委員会
- (3) 西多摩8市町村図書館

エ 頒布数 (保護者購入数) 1, 664部



5 西多摩地域広域行政圏協議会ホームページおよびSNSの管理・運用

(1) ホームページやツイッター、インスタグラムによる情報発信

平成13年12月運用開始の西多摩地域広域行政圏協議会ホームページの運用に加え、平成30年度より公式ツイッター、令和元年度より公式インスタグラムを開設するなど、西多摩の広域的な連携活動および圏域の観光・地域資源等を圏域内外に紹介している。

(2) 実績

ア ホームページアクセス数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	403	452	617
5月	520	421	436
6月	474	431	434
7月	699	362	528
8月	515	453	497
9月	481	453	418
10月	462	569	487
11月	567	475	460
12月	394	362	446
1月	472	597	451
2月	455	523	396
3月	432	518	399
合計	5,874	5,616	5,569

イ ツイッターフォロワー数

189人（令和3年3月末現在）

ウ インスタグラムフォロワー数

77人（令和3年3月末現在）

6 後援名義の使用承認

(1) 令和2年度承認事業

第29回青梅舞台芸術フェスティバル

ア 申請者 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会委員長

イ 主催団体 青梅舞台芸術フェスティバル実行委員会

ウ 実施内容

市民が参加できる舞台鑑賞

(ア) 日 時：令和2年4月26日（日）から令和2年7月25日（土）

(イ) 会 場：小曾木市民センター（青梅市） 他

(ウ) 内 容：こまのたけちゃん 他7演目

(エ) 参加者：約1,200人

(2) 西多摩地域広域行政圏協議会後援名義使用承認取扱規程

（目 的）

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）が圏域における各種事業を後援する基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（承認の基準）

第2条 協議会の後援名義の使用承認は、次の各号に掲げるいずれかの団体が実施する事業とする。

- (1) 国、地方公共団体もしくはこれに準ずる団体
- (2) 福祉関係団体もしくは公益法人その他これらに類する団体
- (3) 社会教育関係団体
- (4) その他協議会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体

2 協議会の後援名義の使用承認は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 事業内容が圏域住民の福祉、教育、芸術、文化等の向上に寄与するもので、かつ、公益性があるものであること。ただし、営利活動、政治活動または宗教活動と認められるものを除く。
- (2) 協議会を構成する市町村の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業対象が圏域住民または相当な範囲のものを対象とするものであること。
- (4) 主催者の存在が明確で、事業遂行能力が十分であると判断されるものであること。
- (5) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、やむを得ず入場料その他これに類するものを徴収する場合は、当該事業の運営にかかる必要最小限の経費で、かつ、適正な範囲の額とする。
- (6) 開催場所の公衆衛生、災害防止等に関する十分な配慮が講じられ、公序良俗に反しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める要件を満たすこと。

(申請の手続)

第3条 事業を行う団体が当該事業の後援を受けようとするときは、あらかじめ後援名義使用申請書(様式第1号)に必要書類を添付し、事業開始の1か月前までに、会長に提出しなければならない。ただし、様式第1号によらない申請の場合は、当該様式に準じた申請書によるものとする。

(承認の条件)

第4条 会長は、前条の申請にもとづき、後援名義使用を承認したときは、次の各号に掲げる条件を付して、後援名義使用承認書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

- (1) 後援名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了の日までとし、長期にわたるものは2か月を限度とする。ただし、事業の性質上やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 後援名義使用は、申請された事業についてのみ使用承認する。
- (3) 公告、パンフレットその他印刷物を作成する場合は、事前に原稿等を提出すること。
- (4) 事業の実施に関し発生した事故について、協議会は一切の責任を負わない。

(承認の取消し)

第5条 承認団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、承認を取り消し、後援名義使用取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請により事業の後援の承認を受けたとき。
- (2) 後援名義使用の承認を辞退したとき。
- (3) この規程に違反したとき。
- (4) 名義を他人に譲渡または転貸したとき。
- (5) 承認事項に変更が生じたとき。

(実績報告)

第6条 承認団体は、当該事業を終了したときは、速やかに後援事業実績報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規程は、平成15年7月16日から施行する。

7 西多摩地域広域行政圏計画の策定（令和3～7年度）

西多摩地域広域行政圏計画（平成28年策定）の計画期間が令和2年度をもって終了するため、より一層の効果的な連携・協調を進める計画として、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする西多摩地域広域行政圏計画を令和3年3月に新たに策定した。

新たな計画は、今後、顕在化する様々な課題や、西多摩の将来像の実現に向け、効果的な広域連携の視点を検討した結果、前計画で掲げた4つのテーマ（西多摩地域のブランド育成とプロモーションの推進、西多摩の森を生かした持続可能な地域づくり、安全・安心・快適な暮らしを支える行政サービスの広域化、明日の西多摩を支えるひと・組織の育成・活用）の必要性と継続の重要性から、4つの連携テーマを継承し、これまでの広域行政圏の取組みや成果に加え、構成市町村の取組みや世界共通の目標であるSDGsの視点も踏まえた上で、西多摩地域の様々な課題に対する西多摩地域広域行政圏協議会としての取組みを定めた。

8 令和2年度歳入歳出決算

(1) 総括表

一般会計

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和元年度	備 考
収入済額	3,089,223	3,051,749	
支出済額	2,451,896	2,251,334	
差引残額	637,327	800,415	

差引残額の637,327円は、令和3年度へ繰り越す。

2 西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和元年度	備 考
収入済額	878,171	711,778	
支出済額	23,000	537,607	
差引残額	855,171	174,171	

差引残額の855,171円は、令和3年度へ繰り越す。

3 西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和元年度	備 考
収入済額	85,300	276,000	
支出済額	60,500	260,700	
差引残額	24,800	15,300	

差引残額の24,800円は、令和3年度へ繰り越す。

4 西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和元年度	備 考
収入済額	8,000,000	8,000,000	
支出済額	0	5,000,000	
差引残額	8,000,000	3,000,000	

差引残額の8,000,000円は、令和3年度へ繰り越す。

5 西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和元年度	備 考
収入済額	361,948	373,948	
支出済額	361,000	373,000	
差引残額	948	948	

差引残額の948円は、令和3年度へ繰り越す。

6 西多摩地域広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

(単位：円)

区 分	令和2年度	令和元年度	備 考
収入済額	800,000	0	
支出済額	564,359	0	
差引残額	235,641	0	

差引残額の235,641円は、令和3年度へ繰り越す。

(2) 令和2年度歳入歳出決算事項別明細書

一般会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	2,285,000	2,285,000	0			市町村負担額
1 負担金	2,285,000	2,285,000	0			青 梅 市 641,000
1 負担金	2,285,000	2,285,000	0	1 負担金	2,285,000	福 生 市 324,000
						羽 村 市 318,000
						あ き る 野 市 422,000
						瑞 穂 町 223,000
						日 の 出 町 156,000
						檜 原 村 95,000
						奥 多 摩 町 106,000
2 繰越金	788,000	800,415	12,415			
1 繰越金	788,000	800,415	12,415			
1 繰越金	788,000	800,415	12,415	1 前年度繰越金	800,415	令和元年度からの繰越金 800,415
3 諸収入	5,000	3,808	△ 1,192			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000			
1 預金利子	1,000	0	△ 1,000	1 預金利子	0	
2 雑入	4,000	3,808	△ 192			普通預金利子収入 0
1 雑入	4,000	3,808	△ 192	1 雑入	3,808	雇用保険料 3,808
歳入合計	3,078,000	3,089,223	11,223			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 会 議 費	378,000	0	378,000			186,000	192,000	1 協議会・副市町村長会経費
1 会 議 費	378,000	0	378,000			186,000	192,000	食糧費 0
1 会 議 費	378,000	0	378,000	1 報 酬	370,000	186,000	184,000	2 幹事会・事務局会議経費
				10 需用費	8,000	0	8,000	食糧費 0
								3 部会分科会経費
								食糧費 0
								4 審議会経費
								委員報酬 186,000
								食糧費 0
2 事 務 費	1,872,000	0	1,872,000			1,637,190	234,810	1 協議会事務局経費
1 事 務 費	1,872,000	0	1,872,000			1,637,190	234,810	報酬 1,271,638
1 事 務 費	1,872,000	0	1,872,000	1 報 酬	1,273,000	1,271,638	1,362	共済費 15,213
				4 共済費	20,000	15,213	4,787	普通旅費 12,249
				8 旅 費	30,250	12,249	18,001	特別旅費 0
				9 交際費	30,000	0	30,000	交 際 費 0
				10 需用費	143,000	113,722	29,278	消耗品等 113,722
				11 役務費	37,750	37,750	0	役 務 費 37,750
				13 使用料および賃借料	338,000	186,618	151,382	使用料および賃借料 186,618
3 活 動 費	118,000	0	118,000			30,000	88,000	1 要望等活動経費
1 活 動 費	118,000	0	118,000			30,000	88,000	需 用 費 0
1 活 動 費	118,000	0	118,000	10 需用費	5,000	0	5,000	使用料および賃借料 30,000
				13 使用料および賃借料	113,000	30,000	83,000	賃借料
4 調 査 研 究 費	610,000	0	610,000			598,706	11,294	1 西多摩ネットワーク事業費
1 調 査 研 究 費	610,000	0	610,000			598,706	11,294	需 用 費 294,160
1 調 査 研 究 費	610,000	0	610,000	10 需用費	300,000	294,160	5,840	役 務 費 40,546
				11 役務費	46,000	40,546	5,454	保守委託料 264,000
				12 委託料	264,000	264,000	0	
5 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000			0	100,000	
1 予 備 費	100,000	0	100,000		100,000	0	100,000	
歳 出 合 計	3,078,000	0	3,078,000			2,451,896	626,104	

歳入歳出差引残額 637,327円 令和3年度へ繰越

令和3年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜中啓一

西多摩地域広域行政圏地域包括ケアシステム連携事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	704,000	704,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	704,000	704,000	0			青 梅 市 197,000
1 西多摩地域 広域行政圏 地域包括ケア システム連携 事業負担金	704,000	704,000	0	1 負担金	704,000	福 生 市 100,000
						羽 村 市 98,000
						あ き る 野 市 130,000
						瑞 穂 町 69,000
						日 の 出 町 48,000
						檜 原 村 30,000
						奥 多 摩 町 32,000
2 繰越金	0	174,171	174,171			
1 繰越金	0	174,171	174,171			
1 繰越金	0	174,171	174,171	1 前年度繰越金	174,171	令和元年度からの繰越金 174,171
歳入合計	704,000	878,171	174,171			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事業費	704,000	0	704,000			23,000	681,000	1 医療・介護関係者研修
1 西多摩地域 広域行政圏 地域包括ケアシ ステム連携事業費	704,000	0	704,000			23,000	681,000	講師報奨金 23,000
								リーフレット 作成経費等 0
								2 地域住民向け講演会
								講師報奨金 0
								チラシ印刷 経費等 0
								会場使用料等 0
								郵送料等 0
								3 テーマ別勉強会
								講師報奨金 0
								リーフレット 作成経費等 0
歳出合計	704,000	0	704,000			23,000	681,000	

歳入歳出差引残額 855,171円 令和3年度へ繰越

令和3年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜中啓一

西多摩地域魅力発信PR事業特別会計

(歳入)

(単位:円)

科目	予算現額	収入済額	過不足額	区分	金額	説明
1 分担金および負担金	70,000	70,000	0			市町村負担額
1 負担金	70,000	70,000	0			青 梅 市 19,000
1 西多摩地域魅力発信PR事業負担金	70,000	70,000	0	1 負担金	70,000	福 生 市 10,000
						羽 村 市 10,000
						あ ぎ る 野 市 13,000
						瑞 穂 町 7,000
						日 の 出 町 5,000
						檜 原 村 3,000
						奥 多 摩 町 3,000
2 繰越金	0	15,300	15,300			
1 繰越金	0	15,300	15,300			
1 繰越金	0	15,300	15,300	1 前年度繰越金	15,300	令和元年度からの繰越金 15,300
歳入合計	70,000	85,300	15,300			

(歳出)

(単位:円)

科目	予算現額				区分	金額	支出済額	不用額	説明
	当初予算額	流用増減額	計						
1 事業費	70,000	0	70,000				60,500	9,500	
1 西多摩地域魅力発信PR事業費	70,000	0	70,000				60,500	9,500	
1 西多摩地域魅力発信PR事業費	70,000	0	70,000	12委託料	70,000		60,500	9,500	西多摩地域魅力発信PR事業用横断幕作製委託料 60,500
歳出合計	70,000	0	70,000				60,500	9,500	

歳入歳出差引残額 24,800円 令和3年度へ繰越

令和3年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜中啓一

西多摩地域広域行政圏体育大会特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	8,000,000	5,000,000	3,000,000			市町村負担額
1 負 担 金	8,000,000	5,000,000	3,000,000			青 梅 市 1,402,000
1 西多摩地域 広域行政圏 体育大会負担金	8,000,000	5,000,000	3,000,000	1 負担金	5,000,000	福 生 市 709,000 羽 村 市 695,000 あ き る 野 市 923,000 瑞 穂 町 489,000 日 の 出 町 341,000 檜 原 村 208,000 奥 多 摩 町 233,000
2 繰越金	0	3,000,000	3,000,000			
1 繰越金	0	3,000,000	3,000,000			
1 繰越金	0	3,000,000	3,000,000	1 前年度繰越金	3,000,000	令和元年度からの繰越金 3,000,000
歳入合計	8,000,000	8,000,000	0			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事業費	8,000,000	0	8,000,000			0	8,000,000	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000			0	8,000,000	
1 西多摩地域 広域行政圏体育 大会開催事業費	8,000,000	0	8,000,000	12委託料	8,000,000	0	8,000,000	西多摩地域広域行政圏体育大会開催委託料
歳出合計	8,000,000	0	8,000,000			0	8,000,000	0

歳入歳出差引残額 8,000,000円 令和3年度～繰越

令和3年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	361,000	361,000	0			市町村負担額
1 負担金	361,000	361,000	0			青 梅 市 101,000
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業 負担金	361,000	361,000	0	1 負担金	361,000	福 生 市 51,000 羽 村 市 50,000 あ き る 野 市 67,000 瑞 穂 町 35,000 日 の 出 町 25,000 檜 原 村 15,000 奥 多 摩 町 17,000
2 繰越金	0	948	948			
1 繰越金	0	948	948			
1 繰越金	0	948	948	1 前年度繰越金	948	令和元年度からの繰越金 948
歳入合計	361,000	361,948	948			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額					支出済額	不用額	説 明
	当初予算額	流用増減額	計	区 分	金 額			
1 事業費	361,000	0	361,000			361,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	361,000	0	361,000			361,000	0	
1 西多摩地域 広域行政圏内 市町村立図書館 広域利用事業費	361,000	0	361,000	12委託料	361,000	361,000	0	令和2年度市町村立図書館広域利用周知用トートバッグ作製費 361,000
歳出合計	361,000	0	361,000			361,000	0	

歳入歳出差引残額 948円 令和3年度へ繰越

令和3年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

多摩の子・多摩子ども詩集作成事業特別会計

(歳 入)

(単位：円)

科 目	予算現額	収入済額	過不足額	区 分	金 額	説 明
1 分担金および負担金	800,000	800,000	0			市町村負担額
1 負 担 金	800,000	800,000	0			青 梅 市 224,000
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業負担金	800,000	800,000	0	1 負担金	800,000	福 生 市 114,000
						羽 村 市 111,000
						あ き る 野 市 148,000
						瑞 穂 町 78,000
						日 の 出 町 55,000
						檜 原 村 33,000
						奥 多 摩 町 37,000
2 繰越金	0	0	0			
1 繰越金	0	0	0			
1 繰越金	0	0	0	1 前年度繰越金	0	令和元年度からの繰越金 0
歳入合計	800,000	800,000	0			

(歳 出)

(単位：円)

科 目	予 算 現 額				支出済額	不用額	説 明	
	当初予算額	流用増減額	計	区 分				金 額
1 事業費	800,000	0	800,000			564,359	235,641	
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業費	800,000	0	800,000			564,359	235,641	
1 多摩の子・多摩子ども詩集作成事業費	800,000	0	800,000	12委託料	800,000	564,359	235,641	広域行政圏多摩の子・多摩子ども詩集作成委託料 564,359
歳出合計	800,000	0	800,000			564,359	235,641	

歳入歳出差引残額 235,641円 令和3年度へ繰越

令和3年7月13日

西多摩地域広域行政圏協議会会長 浜 中 啓 一

9 実施計画事業に対する財源確保状況

東京都市町村総合交付金(圏域分)充当事業

(単位：千円)

区分	西多摩地域広域行政圏計画策定事業	広域行政圏計画推進事業	西多摩地域広域行政圏体育大会	西多摩地域における移住・定住促進事業	地域包括ケアシステム連携事業	西多摩地域魅力発信PR事業	西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館広域利用事業	多摩の子・多摩子ども詩集作成事業	合計	交付金額
負担金	300	304	0	30	61	70	361	800	1,926	946
青梅市	84	85	0	9	17	19	101	224	539	267
福生市	43	43	0	4	9	10	51	114	274	135
羽村市	42	42	0	4	9	10	50	111	268	133
あきる野市	55	56	0	6	11	13	67	148	356	176
瑞穂町	29	30	0	3	6	7	35	78	188	92
日の出町	20	21	0	2	4	5	25	55	132	64
檜原村	13	13	0	1	2	3	15	33	80	37
奥多摩町	14	14	0	1	3	3	17	37	89	42

※ 交付金額は調整される場合があり、実際の各市町村への交付金額と異なる場合がある。

付 属 資 料

○ 西多摩地域広域行政圏協議会規約

第1章 総則

(目 的)

第1条 この協議会は、西多摩地域の一体的整備と住民の福祉増進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市町村)

第3条 協議会は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）が、これを設ける。

- 1 青梅市
- 2 福生市
- 3 羽村市
- 4 あきる野市
- 5 瑞穂町
- 6 日の出町
- 7 檜原村
- 8 奥多摩町

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 1 広域行政圏計画の策定に関すること。
- 2 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- 3 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市町村の事務所内に置く。

第2章 組織

(組 織)

第6条 協議会は、会長及び委員7人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村長が協議して定めた市町村長をもって、これに充てる。
- 3 委員は、会長を除く関係市町村長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員（以下「職員」という。）を置く。

- 3 職員は、関係市町村長の協議により、当該市町村の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会 議

(会 議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときはこれを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会等)

第12条 第4条に掲げる事務のうち、基本的事項以外の事項で、協議会の会議で定めるものを処理するため、協議会に幹事会等を置くことができる。

- 2 幹事会等の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

- 2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って会長が別に定める。

第4章 財 務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市町村が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町村が負担すべき額は、協議会の会議において定める。
- 3 関係市町村は、前項の規定による負担金を協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金及び補助金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。
- 3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。
- 4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に追加または変更を加える必要があると認めるときは、補正予算を調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納および現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市町村長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(事務処理の状況報告等)

第21条 協議会は、少なくとも1回以上、協議会の事務の処理状況を記載した書類を関係市町村長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第22条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額および支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第23条 協議会が解散した場合においては、関係市町村が協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第24条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和58年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第15条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成 3 年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に副市町村長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この副市町村長会は、西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会（以下「副市町村長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 副市町村長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき重要な事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他副市町村長会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 副市町村長会は、関係市町村の副市町村長をもって組織する。

- 2 会長は、関係市町村の副市町村長が協議して定めた副市町村長をもって、これに充てる。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副市町村長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 副市町村長会に事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。
- 3 職員は、副市町村長会会長の命を受け副市町村長会の事務を処理する。

(会 議)

第6条 副市町村長会は、副市町村長会会長が招集する。

- 2 副市町村長会の議長は、副市町村長会会長がこれにあたる。
- 3 副市町村長は、やむを得ない事情により副市町村長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。
- 4 副市町村長会は、半数以上の副市町村長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は副市町村長とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○西多摩地域広域行政圏協議会教育長会規程

(目的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）規約第24条の規定に基づき、協議会に教育長会を置くことに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この教育長会は、西多摩地域広域行政圏協議会教育長会（以下「教育長会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 教育長会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の会議に付議すべき行政圏計画に定める教育に関する事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための教育に関する調査、研究
- (3) 協議会会長が必要と認めた教育に関する事項
- (4) その他教育長会が必要と認めた事項

(組織)

第4条 教育長会は、関係市町村の教育長をもって組織する。

2 会長は、関係市町村の教育長が協議して定めた教育長をもって、これに充てる。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した教育長が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第5条 教育長会に事務局を置く。

2 事務局の職員は、協議会の職員が兼務する。

3 職員は、教育長会会長の命を受け教育長会の事務を処理する。

(会議)

第6条 教育長会は、教育長会会長が招集する。

2 教育長会の議長は、教育長会会長がこれにあたる。

3 教育長は、やむを得ない事情により教育長会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 教育長会は、半数以上の教育長が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は教育長とみなす。

附則

この規程は、令和元年9月19日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）会長の諮問に応じ、または協議会会長が必要と認めた事項について調査審議する。

(組 織)

第4条 審議会は、委員24人以内で組織する。

(委 員)

第5条 審議会委員は、協議会の関係市町村の議会議員のうちから協議会会長が委嘱する。

(任 期)

第6条 審議会委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第7条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第8条 会議は、全体会議および代表者会議とする。

2 全体会議および代表者会議は、協議会会長が、必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報 酬)

第9条 委員の報酬および費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理および執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶 務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑 則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年10月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年8月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年9月1日から施行する。

(平成6年8月5日第8条(会議)の一部改正時に決定した会議の運営に関する合意事項)

- 1 会議は、原則として年2回定例的に開催し、1回は全体会議、1回は代表者会議とする。
- 2 代表者会議の委員は、構成市町村議会議長とする。
- 3 全体会議は予算及び基本計画の策定等について、代表者会議は決算及び事業の報告等について審議する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、西多摩地域広域行政圏協議会規約第12条第2項の規定に基づき、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、西多摩地域広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議

(2) 協議会の目的達成のための調査、研究

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

2 関係市町村長は、幹事を選任した場合は、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(幹 事)

第5条 幹事は、関係市町村長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。この場合において、前項の代理出席者は幹事とみなす。

附 則

この規程は、昭和58年7月15日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程

(目的)

第1条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の関係市町村が西多摩地域広域行政圏計画に定める施策の執行等について必要な事項の検討、調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この部会は、西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会（以下「部会」という。）という。

(部会の種類)

第3条 協議会は、つぎに掲げる部会を設ける。

(1) 開発部会

主に市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関わる検討・調整を行う。

(2) 生活部会

主に医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関わる検討・調整を行う。

(3) 産業部会

主に商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関わる検討・調整を行う。

(4) 教育文化部会

主に教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関わる検討・調整を行う。

(5) 環境部会

主に生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関わる検討・調整を行う。

(委員の選任)

第4条 部会は、関係市町村の部・課長をもって組織する。

2 関係市町村長は、各部会ごとに1人以上の部長・課長（部長職をおいていない町村については課長）を委員として選任しなければならない。

3 関係市町村長は、委員を選任したときは、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(部会の組織)

第6条 部会に部会長および副会長をおく。

2 部会長および副部会長は、委員の互選により協議会会長が任命する。

3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 委員は、やむを得ない事情により部会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(部会の活動)

第8条 部会は、年度開始前に協議会会長に年間事業計画を提出しなければならない。

2 部会は、年度終了の後、その他協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、協議会会長に事業報告をしなければならない。

3 協議会、副市町村長会が必要と認めるときは、各部会の部会長は協議会および副市町村長会に出席しなければならない。

(分科会)

第9条 部会に分科会をおくことができる。

2 分科会の設置、構成および運営については、部会が定める。

附 則

この規程は、平成4年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「開発部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、開発部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める市街地の整備、交通・通信基盤の整備に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成5年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「生活部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、生活部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める医療・健康管理の体制強化、社会福祉の充実に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「産業部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、産業部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める商工業の振興、観光の振興、農林業の振興、森林の保全・育成に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会及び協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成6年2月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「教育文化部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、教育文化部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める教育・文化の振興、スポーツ・レクリエーションの振興、国際化の推進、地域コミュニティの振興に関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会「環境部会」設置要領

1 設 置

西多摩地域広域行政圏協議会分野別検討部会規程に基づき、環境部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 所掌事項

部会は次の事項を所掌する。

- (1) 西多摩地域広域行政圏計画に定める生活基盤施設の整備、防災・防犯体制の強化、横田基地の騒音対策等の充実、水環境の保全、環境保全を支える仕組みづくりに関する事項について、実現のための方策を検討、調整すること。
- (2) 広域的事業の推進に関すること。

3 部会および分科会

(1) 委 員

部会の委員は関係部課長をもって充て、個々の課題を検討するため必要に応じて分科会を設置する。

(2) 部会の組織

- ア 部会に部会長および副部会長を置く。
- イ 部会長および副部会長は、委員の互選により決定する。
- ウ 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- エ 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 分科会の組織

- ア 分科会ごとに座長および副座長を置く。
- イ 座長および副座長は、委員の互選により決定する。
- ウ 座長および副座長の職務は、部会の部会長および副部会長の職務に準ずる。

4 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長の招集により開催する。
- (2) 分科会の会議は、部会長の招集により開催し、その検討結果を部会に報告するものとする。

5 部会の活動報告

部会が所掌する検討課題について、結果が集約できた場合または中間の経過を報告する必要がある場合は、幹事会を経て副市町村長会および協議会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成17年2月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

○ 西多摩地域広域行政圏協議会委員名簿（令和3年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 長	浜 中 啓 一	
委 員	瑞 穂 町 長	杉 浦 裕 之	(会長職務代理)
〃	羽 村 市 長	並 木 心	(監事)
〃	福 生 市 長	加 藤 育 男	
〃	あ き る 野 市 長	村 木 英 幸	
〃	日 の 出 町 長 職 務 代 理 者	木 崎 孝 二	
〃	日 の 出 町 副 町 長		
〃	檜 原 村 長	坂 本 義 次	
〃	奥 多 摩 町 長	師 岡 伸 公	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会副市町村長会委員名簿（令和3年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 副 市 長	池 田 央	
委 員	瑞 穂 町 副 町 長	栗 原 裕 之	(会長職務代理)
〃	福 生 市 副 市 長	福 島 秀 男	
〃	羽 村 市 副 市 長	井 上 雅 彦	
〃	あ き る 野 市 副 市 長	尾 崎 喜 己	
〃	日 の 出 町 副 町 長	木 崎 孝 二	
〃	檜 原 村 副 村 長	八 田 野 芳 孝	
〃	奥 多 摩 町 副 町 長	井 上 永 一	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会教育長会委員名簿（令和3年3月31日現在）

会 長	青 梅 市 教 育 長	岡 田 芳 典	
委 員	奥 多 摩 町 教 育 長	若 菜 伸 一	(会長職務代理)
〃	福 生 市 教 育 長	川 越 孝 洋	
〃	羽 村 市 教 育 長	桜 沢 修	
〃	あ き る 野 市 教 育 長	私 市 豊	
〃	瑞 穂 町 教 育 長	鳥 海 俊 身	
〃	日 の 出 町 教 育 長	小 林 道 弘	
〃	檜 原 村 教 育 長	中 村 宗 嗣	

○ 西多摩地域広域行政圏協議会審議会委員名簿（令和3年3月31日現在）

会 長	欠	員		
副 会 長	檜 原 村 議 会 議 員		中 村 賢 次	
委 員	青 梅 市 議 会 議 員		久 保 富 弘	
	〃	〃	結 城 守 夫	
	〃	〃	小 山 進	
	〃 福 生 市 議 会 議 員		清 水 義 朋	
	〃	〃	堀 雄 一 朗	
	〃	〃	佐 藤 弘 治	
	〃 羽 村 市 議 会 議 員		中 嶋 勝	
	〃	〃	高 田 和 登	
	〃 あ き る 野 市 議 会 議 員		天 野 正 昭	
	〃	〃	中 村 の り ひ と	
	〃	〃	中 嶋 博 幸	
	〃 瑞 穂 町 議 会 議 員		古 宮 郁 夫	
	〃	〃	森 亘	
	〃	〃	山 崎 栄	
	〃 日 の 出 町 議 会 議 員		濱 中 映 慈	
	〃	〃	嘉 倉 治	
	〃	〃	小 玉 正 義	
	〃 檜 原 村 議 会 議 員		峰 岸 茂	
	〃	〃	山 寄 源 重	
	〃 奥 多 摩 町 議 会 議 員		原 島 幸 次	
	〃	〃	宮 野 亨	
	〃	〃	澤 本 幹 男	

令和 2 年度 事業報告書

西多摩地域広域行政圏協議会

〒198-8701

青梅市東青梅 1 丁目 1 1 番地の 1

青梅市役所企画部内

TEL 0428-22-1111(代表)

URL <http://www.nishitama-kouiki.jp>

E-mail div0199@city.ome.lg.jp